

令和元年10月16日

お客さま各位

三島信用金庫

台風19号に伴う災害に対する金融上の措置について

この度の台風19号により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

三島信用金庫では、今回の台風19号による災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対し、下記の項目について便宜的なお取扱いを行っておりますので、窓口までご相談ください。

記

1. 取扱開始日

令和元年10月16日（水）

2. 取扱内容

- (1) 各種ご預金の通帳・証書を紛失された場合
- (2) お届けいただいている印鑑を紛失された場合
- (3) 定期預金、定期積金等の期限前の解約について
- (4) 手形・小切手の決済や取立について
- (5) 汚れた紙幣等の引換えについて
- (6) この度の災害に伴う各種ご融資等について

※来店に際しては、運転免許証や健康保険証など、ご本人が確認できる書類をお持ちください。紛失の場合は、お申し出願います。

以上